

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について（書面協議）

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 (4/9時点)	内閣府整理 (コメント欄)	
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
98-1	健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	地元住民(自治会)が整備・管理するポケットパーク整備を交付対象に追加、及び足湯を設置した場合の給湯設備を基幹事業に位置付け 他	国土交通省市街地整備課	社会資本整備総合交付金交付要綱	B	地元自治会が行うポケットパークの整備については、都市再生整備計画事業の地域生活基盤施設として、間接交付により支援することが可能です。高齢者専用共同住宅に関するご提案の施設については、都市再生整備計画事業の公営住宅等整備(地域優良賃貸住宅整備事業)として、支援することが可能です。	a	地元自治会が行うポケットパーク整備については、都市再生整備計画事業の地域生活基盤施設として、間接交付により支援することが可能であることは承知いたしました。この事業実施にあたっては、地元自治会であるため、交付に関する申請手続き等にかかる事務処理の簡素化をご配慮いただけるようお願いいたします。高齢者専用共同住宅に関する提案の施設については、都市再生整備計画事業の公営住宅等整備(地域優良賃貸住宅整備事業)として、整備することが可能であることは、承知いたしました。高齢者専用共同住宅内に経済活動を実施できるスペースの設置につきまして解釈できにくいところありますので、引き続き詳細につきましてご相談に応じていただきたいと思います。		提案者は、事務処理の簡素化及び経済活動を実施できるスペースの設置について、具体化を図るべく検討を進めること。国交省は、提案者が検討を行う際に、適時協議し、必要な助言等を行うようお願いする。	I
98-2	健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	旧まち交において提案事業と位置付けられる事業のうち、総合特区の認定事業については基幹事業と位置付ける制度の拡充、及び交付率上限を現行40%から45%に引き上げ	国土交通省市街地整備課	社会資本整備総合交付金交付要綱	C B	<提案事業を基幹事業へ位置付け> 提案事業は、基幹事業と一体となつてその効果を最大化するために必要な事業として、市町村からの提案のあった事業を幅広く認めているものであることから、提案事業を基幹事業とすることは基本的に困難です。 <交付率の嵩上げ> 都市再生整備計画事業の交付率は概ね40%であり、一定の要件を満たすことで45%に拡充することが可能です。	b	<提案事業を基幹事業へ位置づけ>についての担当省庁の見解は了解しました。 <交付率の嵩上げ> 一定の要件を満たすことで45%に拡充することが可能とありますが、「一定の要件」の要件として、社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)を活用した総合特区認定事業を要件として追加し、交付率の上限が45%に引き上げられるという拡充要件を要望します。		指定自治体は、実施する事業内容を明確にし、事業の先駆性や改善による効果などについて整理を行うこと。国土交通省とは、指定自治体が具体的な内容を明らかにした後に、引き続き協議を行う。	II
98-3	健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	交流施設(銭湯)を基幹事業に位置付け	国土交通省市街地整備課	社会資本整備総合交付金交付要綱	B	高次都市施設として認められる場合は基幹事業の対象とすることが可能です。	d	高次都市施設として認められる場合は、基幹事業の対象となることは承知しております。銭湯施設においても交流施設となり基幹事業の対象となるものもありますが、正に浴槽の部分は単単増進施設となり提案事業になると認識しています。現在、基幹事業となる事業について検討を行っておりますが、詳細部分について引き続き協議をお願いします。 また、実務者レベルの協議などで以前よりお願いしておりますが、当市のような規模の小さい自治体は、検討しても基幹事業の規模が小さいこと考えられます。この場合、提案事業にて事業を実施することが不可能または不利となるため、基幹事業の規模に関わらず実施することが可能となるよう、本総合特区推進に有効であります「まち中の銭湯」を推進するため、制度の新設又は拡充を要望します。		提案者は、実施する事業内容を明確にし、事業の先駆性や改善による効果などについて整理を行うこと。国土交通省には、指定自治体が具体的な内容を明らかにした後に、引き続きの協議をお願いする。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a: 了解、b: 条件付き了解、c: 受け入れられない、d: その他)		内閣府再整理 (コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【一〇〇】 の実現が可能となったもの は平成25年度概算要求 等の検討がなされるもの に、見解の相違から協議 を一旦終了するもの V: 自治体が再検討又は 取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
98-1	健康長寿社会を創造するスマートエルネシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	地元住民(自治会)が整備・管理するポケットパーク整備を交付対象に追加、及び足湯を設置した湯舎の給湯設備を基幹事業に位置付け 他	-	-	-	-	国土交通省から、指定自治体の財政支援要望については既存の社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の活用により対応可能との見解が示され、自治体は要望が実現可能であることが明らかとなり了解したため、協議終了。指定自治体は実施する事業内容の具体化を図るべく、検討を進めること。	I
98-2	健康長寿社会を創造するスマートエルネシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	旧まち交において提案事業と位置付けられる事業のうち、総合特区の認定事業については基幹事業と位置付ける制度の拡充、及び交付率上限を現行40%から45%に引き上げ	B	都市再生整備計画事業の交付率は概ね40%であるが、貴市において認定されている中心市街地活性化基本計画に当該事業を位置付ける等、一定の条件を満たすことで45%に拡充することが可能。	a	国土交通省の示した方法を含め、既存の都市再生整備計画事業の条件等を活用して実現できるよう、検討を行うこととします。(9/7)	国土交通省から、都市再生整備計画事業の交付率を40%から45%に引き上げることについては、中心市街地活性化基本計画に当該事業を位置付ける等、一定の条件を満たすことで45%に拡充することが可能との見解が示され、指定自治体としては、国土交通省の示した方法で本当に実現するのか確認があり協議を継続してきたが、協議を踏まえ、国土交通省の示した方法を含め、既存の都市再生整備計画事業の条件等を活用して実現できるよう、検討を行うこととしたため協議終了。(9/7)	V
98-3	健康長寿社会を創造するスマートエルネシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	交流施設(銭湯)を基幹事業に位置付け	B	高次都市施設として認められる場合は基幹事業の対象とすることが可能ですが、なお、当該施設については、自治体が施設の利用途の詳細を検討中であり、現時点で判断できないことから継続協議としたい。	d	国土交通省から、社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)における高次都市施設として認められる場合は基幹事業の対象となるも、自治体が利用途の詳細を検討中であり、現時点で判断できないため継続協議としたいとの見解が示され、指定自治体が了解していることから一旦協議終了。自治体は施設の利用途の詳細について引き続き検討を行い、早期に、国土交通省と改めて協議を行うこと。	国土交通省から、社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)における高次都市施設として認められる場合は基幹事業の対象となるも、自治体が利用途の詳細を検討中であり、現時点で判断できないため継続協議としたいとの見解が示され、指定自治体が了解していることから一旦協議終了。自治体は施設の利用途の詳細について引き続き検討を行い、早期に、国土交通省と改めて協議を行うこと。	V

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I-1 I-2 I-3 I-4 I-5 I-6 I-7 I-8 I-9 I-10 I-11 I-12 I-13 I-14 I-15 I-16 I-17 I-18 I-19 I-20 I-21 I-22 I-23 I-24 I-25 I-26 I-27 I-28 I-29 I-30 I-31 I-32 I-33 I-34 I-35 I-36 I-37 I-38 I-39 I-40 I-41 I-42 I-43 I-44 I-45 I-46 I-47 I-48 I-49 I-50 I-51 I-52 I-53 I-54 I-55 I-56 I-57 I-58 I-59 I-60 I-61 I-62 I-63 I-64 I-65 I-66 I-67 I-68 I-69 I-70 I-71 I-72 I-73 I-74 I-75 I-76 I-77 I-78 I-79 I-80 I-81 I-82 I-83 I-84 I-85 I-86 I-87 I-88 I-89 I-90 I-91 I-92 I-93 I-94 I-95 I-96 I-97 I-98 I-99 I-100 I-101 I-102 I-103 I-104 I-105 I-106 I-107 I-108 I-109 I-110 I-111 I-112 I-113 I-114 I-115 I-116 I-117 I-118 I-119 I-120 I-121 I-122 I-123 I-124 I-125 I-126 I-127 I-128 I-129 I-130 I-131 I-132 I-133 I-134 I-135 I-136 I-137 I-138 I-139 I-140 I-141 I-142 I-143 I-144 I-145 I-146 I-147 I-148 I-149 I-150 I-151 I-152 I-153 I-154 I-155 I-156 I-157 I-158 I-159 I-160 I-161 I-162 I-163 I-164 I-165 I-166 I-167 I-168 I-169 I-170 I-171 I-172 I-173 I-174 I-175 I-176 I-177 I-178 I-179 I-180 I-181 I-182 I-183 I-184 I-185 I-186 I-187 I-188 I-189 I-190 I-191 I-192 I-193 I-194 I-195 I-196 I-197 I-198 I-199 I-200 I-201 I-202 I-203 I-204 I-205 I-206 I-207 I-208 I-209 I-210 I-211 I-212 I-213 I-214 I-215 I-216 I-217 I-218 I-219 I-220 I-221 I-222 I-223 I-224 I-225 I-226 I-227 I-228 I-229 I-230 I-231 I-232 I-233 I-234 I-235 I-236 I-237 I-238 I-239 I-240 I-241 I-242 I-243 I-244 I-245 I-246 I-247 I-248 I-249 I-250 I-251 I-252 I-253 I-254 I-255 I-256 I-257 I-258 I-259 I-260 I-261 I-262 I-263 I-264 I-265 I-266 I-267 I-268 I-269 I-270 I-271 I-272 I-273 I-274 I-275 I-276 I-277 I-278 I-279 I-280 I-281 I-282 I-283 I-284 I-285 I-286 I-287 I-288 I-289 I-290 I-291 I-292 I-293 I-294 I-295 I-296 I-297 I-298 I-299 I-300 I-301 I-302 I-303 I-304 I-305 I-306 I-307 I-308 I-309 I-310 I-311 I-312 I-313 I-314 I-315 I-316 I-317 I-318 I-319 I-320 I-321 I-322 I-323 I-324 I-325 I-326 I-327 I-328 I-329 I-330 I-331 I-332 I-333 I-334 I-335 I-336 I-337 I-338 I-339 I-340 I-341 I-342 I-343 I-344 I-345 I-346 I-347 I-348 I-349 I-350 I-351 I-352 I-353 I-354 I-355 I-356 I-357 I-358 I-359 I-360 I-361 I-362 I-363 I-364 I-365 I-366 I-367 I-368 I-369 I-370 I-371 I-372 I-373 I-374 I-375 I-376 I-377 I-378 I-379 I-380 I-381 I-382 I-383 I-384 I-385 I-386 I-387 I-388 I-389 I-390 I-391 I-392 I-393 I-394 I-395 I-396 I-397 I-398 I-399 I-400 I-401 I-402 I-403 I-404 I-405 I-406 I-407 I-408 I-409 I-410 I-411 I-412 I-413 I-414 I-415 I-416 I-417 I-418 I-419 I-420 I-421 I-422 I-423 I-424 I-425 I-426 I-427 I-428 I-429 I-430 I-431 I-432 I-433 I-434 I-435 I-436 I-437 I-438 I-439 I-440 I-441 I-442 I-443 I-444 I-445 I-446 I-447 I-448 I-449 I-450 I-451 I-452 I-453 I-454 I-455 I-456 I-457 I-458 I-459 I-460 I-461 I-462 I-463 I-464 I-465 I-466 I-467 I-468 I-469 I-470 I-471 I-472 I-473 I-474 I-475 I-476 I-477 I-478 I-479 I-480 I-481 I-482 I-483 I-484 I-485 I-486 I-487 I-488 I-489 I-490 I-491 I-492 I-493 I-494 I-495 I-496 I-497 I-498 I-499 I-500 I-501 I-502 I-503 I-504 I-505 I-506 I-507 I-508 I-509 I-510 I-511 I-512 I-513 I-514 I-515 I-516 I-517 I-518 I-519 I-520 I-521 I-522 I-523 I-524 I-525 I-526 I-527 I-528 I-529 I-530 I-531 I-532 I-533 I-534 I-535 I-536 I-537 I-538 I-539 I-540 I-541 I-542 I-543 I-544 I-545 I-546 I-547 I-548 I-549 I-550 I-551 I-552 I-553 I-554 I-555 I-556 I-557 I-558 I-559 I-560 I-561 I-562 I-563 I-564 I-565 I-566 I-567 I-568 I-569 I-570 I-571 I-572 I-573 I-574 I-575 I-576 I-577 I-578 I-579 I-580 I-581 I-582 I-583 I-584 I-585 I-586 I-587 I-588 I-589 I-590 I-591 I-592 I-593 I-594 I-595 I-596 I-597 I-598 I-599 I-600 I-601 I-602 I-603 I-604 I-605 I-606 I-607 I-608 I-609 I-610 I-611 I-612 I-613 I-614 I-615 I-616 I-617 I-618 I-619 I-620 I-621 I-622 I-623 I-624 I-625 I-626 I-627 I-628 I-629 I-630 I-631 I-632 I-633 I-634 I-635 I-636 I-637 I-638 I-639 I-640 I-641 I-642 I-643 I-644 I-645 I-646 I-647 I-648 I-649 I-650 I-651 I-652 I-653 I-654 I-655 I-656 I-657 I-658 I-659 I-660 I-661 I-662 I-663 I-664 I-665 I-666 I-667 I-668 I-669 I-670 I-671 I-672 I-673 I-674 I-675 I-676 I-677 I-678 I-679 I-680 I-681 I-682 I-683 I-684 I-685 I-686 I-687 I-688 I-689 I-690 I-691 I-692 I-693 I-694 I-695 I-696 I-697 I-698 I-699 I-700 I-701 I-702 I-703 I-704 I-705 I-706 I-707 I-708 I-709 I-710 I-711 I-712 I-713 I-714 I-715 I-716 I-717 I-718 I-719 I-720 I-721 I-722 I-723 I-724 I-725 I-726 I-727 I-728 I-729 I-730 I-731 I-732 I-733 I-734 I-735 I-736 I-737 I-738 I-739 I-740 I-741 I-742 I-743 I-744 I-745 I-746 I-747 I-748 I-749 I-750 I-751 I-752 I-753 I-754 I-755 I-756 I-757 I-758 I-759 I-760 I-761 I-762 I-763 I-764 I-765 I-766 I-767 I-768 I-769 I-770 I-771 I-772 I-773 I-774 I-775 I-776 I-777 I-778 I-779 I-780 I-781 I-782 I-783 I-784 I-785 I-786 I-787 I-788 I-789 I-790 I-791 I-792 I-793 I-794 I-795 I-796 I-797 I-798 I-799 I-800 I-801 I-802 I-803 I-804 I-805 I-806 I-807 I-808 I-809 I-810 I-811 I-812 I-813 I-814 I-815 I-816 I-817 I-818 I-819 I-820 I-821 I-822 I-823 I-824 I-825 I-826 I-827 I-828 I-829 I-830 I-831 I-832 I-833 I-834 I-835 I-836 I-837 I-838 I-839 I-840 I-841 I-842 I-843 I-844 I-845 I-846 I-847 I-848 I-849 I-850 I-851 I-852 I-853 I-854 I-855 I-856 I-857 I-858 I-859 I-860 I-861 I-862 I-863 I-864 I-865 I-866 I-867 I-868 I-869 I-870 I-871 I-872 I-873 I-874 I-875 I-876 I-877 I-878 I-879 I-880 I-881 I-882 I-883 I-884 I-885 I-886 I-887 I-888 I-889 I-890 I-891 I-892 I-893 I-894 I-895 I-896 I-897 I-898 I-899 I-900 I-901 I-902 I-903 I-904 I-905 I-906 I-907 I-908 I-909 I-910 I-911 I-912 I-913 I-914 I-915 I-916 I-917 I-918 I-919 I-920 I-921 I-922 I-923 I-924 I-925 I-926 I-927 I-928 I-929 I-930 I-931 I-932 I-933 I-934 I-935 I-936 I-937 I-938 I-939 I-940 I-941 I-942 I-943 I-944 I-945 I-946 I-947 I-948 I-949 I-950 I-951 I-952 I-953 I-954 I-955 I-956 I-957 I-958 I-959 I-960 I-961 I-962 I-963 I-964 I-965 I-966 I-967 I-968 I-969 I-970 I-971 I-972 I-973 I-974 I-975 I-976 I-977 I-978 I-979 I-980 I-981 I-982 I-983 I-984 I-985 I-986 I-987 I-988 I-989 I-990 I-991 I-992 I-993 I-994 I-995 I-996 I-997 I-998 I-999 I-1000	
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・観点など	対応	理由等			
98-4	健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	特区認定を受けた事業については、交付決定前に着手した場合であっても補助対象とする。	-	-	-	-	d	歩いて暮らせるまちへの再構成に向けて、「スマートウェルネス三条推進事業」、「まちなかにぎわい創出事業」、「いきいきワーキング事業」の3事業を、より効果的に実施するため、都市再生整備計画事業の拡充として「交付決定前に着手した場合であっても補助対象とすること」を要望していましたが、スマートウェルネスシティ地域活性化総合特別区域協議会等における検討の結果、当該3事業については、「健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区地域活性化方針」に沿って、既に国から受けている支援措置(社会資本整備総合交付金)と自主財源により、総合的に推進することとしたものです。	-	I	
98-6	健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	歩道部に農機を配慮したせせらぎ、照明、サインやライジングボードを、社会資本総合整備交付金(道路事業)における交付対象事業に位置付け	国土交通省 道路局 環境安全課		B	現行の交付金事業で実施することが可能である。	a	-	-	I	
98-7	健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	ライジングボード整備を社会資本総合整備交付金(道路事業)における基幹事業に位置付け	国土交通省 道路局 環境安全課		B	現行の交付金事業で実施することが可能である。	b	ご見解の「現行の交付金事業で可能」については了解しました。つきましては、現行の交付金で実施するにあたり、「基幹事業として可能」なのか、「提案事業として可能」なのか、明確にお示しいただきたい。 本提案では、本総合特区の推進にあたり、「歩」が主体となる道路空間創出に向け、ライジングボード整備および付帯施設等の整備を計画しており、基幹事業に位置付けられるよう制度拡充を提案しておりますので、基幹事業として実施できるように配慮をお願いいたします。	提案者は、実施する事業内容を明確にし、事業の先駆性や改善による効果などについて整理を行うこと。国土交通省には、提案者が具体的な内容を明らかにした後に、引き続きの協議をお願いする。	-	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a: 了解、b: 条件付き了解、c: 受け入れられない、d: その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【～V 】: 実現が可能となったもの II: 平成26年度概算要求等の検討がなされるもの IV: 見解の相違から協議を一旦終了するもの V: 自治体が再検討又は取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
98-4	健康長寿社会を創造するスマートウェルネシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	特区認定を受けた事業については、交付決定前に着手した場合であっても補助対象とする。	-	-	-	-	<p>本要望事項については、自治体は当初、「総合特区計画に位置付けられた事業は、交付決定前に着手した場合であっても補助対象とすること」を要望していたが、その後検討を行い、本特区の早期実現を目前し、期に直前に進んでいる支援措置と指定自治体の自主財源で、総合的に推進するものとして、要望を取り下げたことから協議終了。</p>	V
98-6	健康長寿社会を創造するスマートウェルネシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	歩道部に景観を配慮したせせらぎ、照明、サインやライジングポット等、社会資本総合整備交付金(道路事業)における交付対象事業に位置付け	-	-	-	-	<p>国土交通省から、自治体の財政支援要望については既存の社会資本整備総合交付金(道路事業)の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体は要望が実現可能であることが明らかとなり了解したため、協議終了。自治体は実施する事業内容の具体化を図るべく、検討を進めること。</p>	I
98-7	健康長寿社会を創造するスマートウェルネシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	ライジングポード整備を社会資本総合整備交付金(道路事業)における基幹事業に位置付け	B	<p>社会資本整備総合交付金において、基幹事業に該当するか否かについては、具体的な整備計画の提出を受け、道路法上で定義される道路(道路の附属物等を含む)に該当することや、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要である等の基準に適合することを確認して判断することとなる。 なお、基幹事業に該当しない場合も、基幹事業と一体的に実施することが必要な事業であれば、関連事業として一定の範囲内で交付金の対象事業とすることが可能である。</p>	a	<p>了解いたしました。</p>	<p>国土交通省から、指定自治体の財政支援要望については既存の社会資本整備総合交付金(道路事業)の活用により対応可能との見解が示され、それについては指定自治体も了解しているところであるが、更に指定自治体は「基幹事業に該当すること」を求めており、これに対し国土交通省は、具体的な整備計画等により詳細について確認する必要があるため、現時点では判断できないとしており、指定自治体も了解していることから一旦協議終了。指定自治体は具体的な整備計画について引き続き検討を行い、早期に、国土交通省と改めて協議を行うこと。</p>	V

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について（書面協議）

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理 (4/9時点)	内閣府整理 (コメント欄) (4/9時点)
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
98-10	健康長寿社会を創造するスマートウェルネステイ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	交通事業者が補助を受ける制度となっているが、デマンド交通の事業主体である法定協議会に対して支援できるよう補助対象事業者を拡充	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課	地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金交付要綱	C	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持改善事業は、生活交通の確保・維持を目的として、系統ごとの事前予測する収支差に対して補助を行っており、補助対象事業者は、補助対象事業の適切な実施、補助金の適切な管理等の観点から、補助対象事業を実施し行う交通事業者(乗合バス事業者等)としているところ。 新たに法定協議会を補助対象事業者に追加した場合でも、補助の算定基準は変わらず、補助額に変動はないため、貴市のデマンド交通のさらなる利便性向上が図られるかは不明である。 現行制度においても、自治体と交通事業者等で構成される協議会での議論を経て生活交通ネットワーク計画が策定されており、自治体と交通事業者の連携、協働の体制が確保されていることを踏まえ、補助対象事業者として交通事業者のほか法定協議会を加えることは、実質的な意義はないと思われる。 以上の理由により自治体の提案に沿って対応することはできない。 	C	<ul style="list-style-type: none"> デマンド交通については、全国的にみて市区町村または法定協議会(以下「法定協議会等」という。)が事業の実施主体となっているケースも少なくないと考える。 三条市デマンド交通については、三条市協議会地域公共交通協議会が主体となって事業の企画・立案及び執行を担い、受付及び運行業務を交通事業者に委託して負担金として支払っている。法定協議会等が補助対象事業者となることにより、事業費が縮小し、さらに大きな事業の展開が可能となり、利便性向上が図られる。具体的なメリットとしては下記のとおり。 ①利便性 大きな事業を展開するためには法定協議会の事業費を増やすこととなるが、法定協議会の事業費を全て三条市の負担金で賄っているため法定協議会の事業費の増額については、三条市の負担金以外の支援が必要。 ②負担金 利用人数及び運行距離に応じた1運行に対し交通事業者収入を決め、交通事業者収入から運営収入を差し引いた額を法定協議会から交通事業者に対し負担金として支出し、5社の競争原理の中で実施している。しかし、現在の制度では、大半の多い交通事業者に対し国庫補助金が多く支給されるものとなっており、各交通事業者の規模等によって赤字額が変動(例を挙げると、事業者の規模により、同じ運行数を処理したとしても、一方は100万円の赤字に対し、一方は120万円の赤字となる可能性がある)することから、負担金を見直し(減額)したとしても結果的に競争原理の中での平等な負担金とならない。 ③持続性 運行実施している交通事業者(タクシー会社)の解散が心配であり、年度制に一度で補助を受ける形では運行が難しく、法定協議会が補助対象となり交通事業者に運行負担金を支給することで、本交通の継続的な運行、安定的な事業運営が可能となる。 当該補助金交付要綱第1条の目的に、「地域の特性・事情に最適な移動手段が提供されることを掲げており、移動手段の提供(事業)が法定協議会等により実施されている場合は、事業の持続性を考慮する上で、法定協議会等が補助対象となる方がより継続的な実施につながるものと考える。 以上のことから、本補助金の対象事業者を、交通事業者または法定協議会等とすることを要望する。 	提案者は、補助対象事業者として法定協議会等を定めるよう制度拡充を要望しており、法定協議会等を補助対象とすることによるメリットも挙げられていることから、国交省には、提案者の意見を踏まえ、引き続きの検討をお願いする。	Ⅲ

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 (7/31時点)	内閣府再整理 【～V 】:平成26年度概算要求等の検討がなされるもの の見解の増進から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げられるもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
98-10	健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	歩いて暮らせるまちへの再構成	楽しく、安全でまた安心して歩く(歩かされる)空間の創出	交通事業者が補助を受ける制度となっているが、デマンド交通の事業主体である法定協議会に対して支援できるよう補助対象事業者を拡充	B	<p>○ 地域公共交通確保維持事業においては、バス交通、離島交通等の運行に対する支援の考え方として、運行系統自体の確保維持を明確かつ効率的に実現する観点から、競争性のある方法により協議会が選定した運送予定者に対して、その運行系統ごとに、事前に算定された収支差に対して補助することとしたものである。</p> <p>○ 生活交通の確保維持のためには、事業者及び系統毎に収支差を適切に支援することが必要であり、また、効率的な運行を前提とした支援を行う上で、事業者ごとに標準的な経費に基づいた収支差を算定する必要があることから、現行の制度が適切と考える。</p> <p>○ ただし、「競争原理の中での平等な負担金」とあるが、地域(地方公共団体)の負担方法を如何にするかは、協議会の合意の上、地域の任意の判断により決定することが可能。従って、補助対象事業者の対象にかかわらず、利用者数及び運行距離に応じて負担割合を設定することは可能である。</p> <p>○ さらに、事業の実手法については、貴市法定協議会が、一時的に国庫補助金相当分を事業者に支払い、国庫補助金受領後、事業者が法定協議会へ当該補助金相当額を返還することも可能であり、貴市御指摘の継続的な運行、安定的な事業運営は可能である。</p> <p>以上の理由により、貴市の具体的なメリットについては、現行制度においても対応することは可能である。</p>	C	<p>○ 急速な高齢化の進展に伴い、高齢者の外出機会の減少が問題となっている中、三奈布ではデマンド交通を実現し、通院、買い物、各種教室や講座等の趣味に専らまで、高齢者の生活を確保し外出する機会をサポートしている。</p> <p>三奈布のデマンド交通の特徴である「待機時まで多くは1人で、平成23年12月に実施したアンケート調査の結果では、「寄附金に頼らなくてもいい」57%、「負担金不要」として41%、「外出機会が増えたい」49%といった意見のほか「健康意識が高まった」という意見も67%あった。</p> <p>三奈布のデマンド交通の利用者は増加(300人/日以上)、利用者の84%が65歳以上の方の利用であることから、実際に高齢者の外出支援や健康意識の高揚に寄与しており、現在では、デマンド交通が高齢者にとって欠かせない生活の足となっている。</p> <p>このように三奈布のデマンド交通については、地域公共交通協議会が事業主体となり、受け及び運行業務を交通事業者5社に依頼し負担金として支払っている。法定協議会が補助対象事業者となることにより、事業費が増加し、多くは利用者の拡充が図られるため、本補助金の対象事業者に法定協議会を加え、交通事業者または法定協議会の選択制とすることを要望する。</p> <p>具体的なメリット ①法定協議会の事業費が膨らむことにより、平日のみ運行から土・日・祝日の運行が可能となり、より多くの高齢者の外出機会の増加が図られる。 ②法定協議会が事業主体となり交通事業者に運行依頼しているにもかかわらず、現在の制度では、赤字の多い交通事業者に対し国庫補助金が多く支給され、同じ運行を行ったとしても交通事業者の事業収入が異なる。法定協議会に国庫補助金が支給されることにより、交通事業者は法定協議会からの負担金のみとなり平等が保たれる。(現在、国庫補助金を考慮し運行負担金の見直しを交通事業者と協議を重ねているが、それぞれの事業者の考えが異なるため協議が難航している。)</p> <p>その他 バス路線の確保や廃止による公共交通の見直しを図る中デマンド交通の運行については、市区町村の交通政策の中で実施されており、法定協議会が事業主体となり交通事業者に運行依頼している市区町村もあると考ええる。 当該補助金交付実績では、補助対象事業者を道路運送法の一部業合旅客自動車運送事業者とされており、法定協議会は補助対象事業者にはならない。 しかし、京福第1条に「地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。」と掲げていることから、乗車の指針を踏まえた場合、事業の実施主体が法定協議会である場合は法定協議会を補助対象事業者であっても乗車の指針から逸脱するものではないと考える。 事業主体が何処であるのかにより、補助対象事業者を柔軟に対応していただくことで、より地域にあった事業を展開できるものと考ええる。</p>	国土交通省から、指定自治体の提案する財政支援要望により期待できる効果(利便性、負担金の平等性、持続性)は、現行の地域公共交通確保維持改善事業補助金の活用により対応可能である旨の見解が示されたが、自治体は①デマンド交通については法定協議会が事業主体となり交通事業者に運行依頼している必要現行の地域公共交通確保維持改善事業補助金の補助対象者は交通事業者に限られているが、法定協議会が実施主体である場合は、補助対象者に法定協議会を含めても補助金の趣旨から逸脱するものでないとの理由により、指定自治体は受け入れていない。これについて、今回の協議の中で、補助対象者に法定協議会を含め、一旦協議を終了する。指定自治体は補助対象者の拡充により期待できる効果、具体的なメリットについて再度整理を行い、その上で国土交通省と改めて協議を行うこと。	V